

交通心理士補から交通心理士への昇格についての細則

交通心理士補から交通心理士への昇格の条件として、次の事項を定める。

I. 昇格の条件

交通心理士補の取得後3年以内に日本交通心理学会大会、日本交通心理士会大会またはこれに準ずる大会において単独または筆頭発表者として2件以上の発表を行う。

ただし、このうちの1件については、日本交通心理学会及び日本交通心理士会が主催する研究会等並びに資格審査委員会が認める他の機関が主催する講習会・研修会等への3回以上の参加をもって、これに代えることができる。

II. 経過措置

平成19年10月20日現在において、「交通心理士補」の資格を有する者については、「3年以内に交通心理士の昇格を取得しないと失効する」の「3年以内」を2年延長し、「5年以内」とする。また、上記Iの「取得後3年以内」を「取得後5年以内」とする。

III. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格審査委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年6月13日 改正

補足：

日本交通心理学会及び日本交通心理士会が主催する研究会等や他の機関が主催する講習会・研修会等の具体例については、次の常任理事会（2010年1月）で検討する。